

## 前回（第3回）の論点整理に際しての主な意見

## 1 対策に当たっての留意事項について

- 対策は、実務上は条例等のレベルで既に相当行われている。実際はかなり進んでいる。
- 電算処理の委託の概念の整理が必要。例えば、オペレーションの業務委託やシステムの機器保守委託など、どこまでどういうものがあてはまり、どう位置づけ、整理するのか。
- 市町村から受託者に対して、契約の際にどこまできちんと手順を示せるのか。セキュリティポリシーやマニュアルをどう作っていくか。標準例的なものを作ることも1つの対策。
- 問題状況の整理、行為規制など全体を通じて、事業者と従業員をもっとはつきり分けて整理した方がよい。
- 委託者が契約上の責任を負うことを前提に、従業員は委託者が課された義務をしっかりと履行できるよう労働契約上の義務・責任を負う。こうした法律関係が契約の枠組みの基本にある。

## 2 再委託や多重下請の場合の考え方について

- 多重下請では、元の契約の中で再委託や再々委託を行う場合の手順・条件を決めている。
- 元請責任は必ず存在するのだから、市町村はそれを通じて再委託事業者等を管理するのではないか。
- 承諾や指示があったとしても、多重請負契約が下に流れていったときには、第三者のために行っているに過ぎず、一方的で拘束力は及ばない。
- 下請事業者を履行補助者として認定できれば、市町村は、多重請負の下の方

まで契約責任を追及できる。

- 労働法規の適用の場合、契約形態だけでなく、実質や運用実態を見ることになるが、民事上の契約関係そのものとの考え方は変わらない。事業者間同士の契約については、労働法上の扱いを特別に考えなくてもよい。
- 再委託される場合、再委託先の事業者との関係では労働法上の問題は起きてこない。

### 3 行為規制について

- 事業者を通じて従業員に対して情報流出を防ぐ体制を徹底させることを強調すべき。
- 行為規制以降において、事業者と比べて従業員が前面に出すぎな印象。組織の末端にもかかわらず、事業者が体制を整えない中で、違反した従業員が重い責任を問われるのは、制度として適当でない。
- 実行者と管理者がいるが、どう統制し、どう責任を問うのか。既に、基準やマニュアルは相当あり、それらをどう実施・運用させるかという観点から、結論を出していくべき。
- 行為規制の対象者を、「委託者等」ではなく「住基情報を扱う者」として一括でとらえることに賛成。再（々）委託や派遣等にも対応できる。
- 民間の委託者を自治体同様の専門性を有する行為者として扱うのは賛成。
- 行為規制に関しては、その承諾の手順や要件について、相当慎重に検討すべき。
- 実務的に上司の承諾が安易に行われており、組織全体のポリシーとの違いが出てきてしまう。これに対応するため、CIOのような上級責任者が自らリスクを引き受けるプロセスをガイドライン化する方策があってもよい。
- 「持ち出し禁止」をどう規制するか。

○データ持ち出しの場合の承諾は、指定された場所への移動だけを念頭に置いており、受託事業者の従業員の処理の都合によるものは想定していない。

○暗号化はかなり有効な手段ではないか。

○認証取得について積極的な対応とあるが、取得していても事件を起こすこともある。また、非関税障壁との指摘を受ける可能性があり、競争政策、経済法制との関係でどこまでできるかは難しい面もある。

#### 4 罰則について

○刑罰を考える前に他にできることをしっかり検討しておいた方がよい。まずは契約の枠組みの中で情報流出を防止できる仕組みが機能するよう検討し、うまく機能しないときに補完的に罰則を伴う行為規制の可否を考えるべきではないか。

○行為規制は事前の漏えい防止システムの構築として管理者はどういうことを行うべきかの問題。罰則は、漏えいしてしまった後の制裁の問題。混乱が生じないように両者を分けて考えるべき。

○罰則については、保護法益などより詳細な議論が必要。

○保護法益は、冒頭で議論するのがよいのか後ろがよいのか。その内容としては、「制度の信頼性」なのか。その他にも考えられるのか。

○実行者に厳しい責任を問うのは、自治体の実務からすると行き過ぎである。

○外部からそそのかされたり、故意で情報を流出させた場合、実行者の責任を問うべきか、適切な管理監督を行っていないということで管理者が責任を問われるのか。

○情報の流出という侵害結果を要件とするとの意味は、「不特定多数の者が認知できる状態に至らせた」ことを指すのか、暗号化されたものが流出した場合も含むのか。

## 5 その他

○住民基本台帳情報も以前は営利目的に使われていた側面がある。住基情報のうち、基本情報は、他の情報とのリンクの際の軸となるものであり、管理の必要性は非常に高い。

○住民基本台帳に係る情報以外の個人情報であっても、自治体から見れば、同じように重要なもの。何らかの方向性・対応について言及すべき。